

令和 5 年 5 月 2 日現在

機関番号：34407

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13788

研究課題名（和文）組織的不正の構築主義的アプローチに関する理論的・経験的検討

研究課題名（英文）Theoretical and Empirical Examination of the Constructionist Approach to Organizational Wrongdoing

研究代表者

中原 翔（Nakahara, Sho）

大阪産業大学・経営学部・准教授

研究者番号：50780681

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、組織的不正がなぜなくなるのかを理論的かつ経験的に明らかにすることである。本研究は、組織的不正が制度（規範やルールの総称）によって合理的に導かれるという研究結果に着目した上で、制度派組織論や違法市場研究、さらには2つの研究領域のメタ理論に位置づけられる構築主義を参考に、組織的不正や組織不祥事がなくなる理由を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究成果としては、主に組織不正を判別する際に法的基準のみならず、道徳的基準（正統性-異端性）や外的基準（正の外部性-負の外部性）を通じて複数の判別基準を設けることによって組織不正を多角的に明らかにしていくという視点である。本研究では、実際に燃費不正事例を分析したところ、三菱自動車やスズキは違法な測定方法を用いているという点で違法性はあったものの、その測定方法がそもそも現場の実践とは乖離した測定方法であったという点や両社が独自に用いている測定方法は海外では伝統的に受け入れられている方法であることなどが分かった。このような結果は、組織不正の従来の捉え方に対して一石を投じる意義があると言える。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to theoretically and empirically clarify why organizational wrongdoing has not been eliminated. Focusing on the research findings that organizational wrongdoing is rationally guided by institutions (norms and rules), this research draws on organizational institutionalism and illegal market research, as well as constructionism, which is positioned as a meta-theory of the two research areas, to clarify why organizational wrongdoing and organizational misconduct have not been eliminated.

研究分野：経営学

キーワード：組織的不正 制度派組織論 違法市場研究 構築主義 組織不祥事

1. 研究開始当初の背景

本研究の背景には、もともと私たちはどのように組織不正を認識しているかという問題があった。近年、品質不正を初めとして日本企業の組織不正が人々の耳目を集める事態となっている。この場合、私たちはどのように組織不正を認識しているかと言えば、企業の経営方法が違法性をもつかどうかを判別していると言える。しかし、組織不正を違法性(illegality)-合法性(legality)という法的基準のみで判別してしまうことは、それがどのような組織不正であったのかという内実が軽視されてしまうことに繋がりがかねない。つまり、組織が行ったことが違法かどうか、その組織の取り組みすべてを判別してしまうことはあまりに危険であるし、短絡的に過ぎない。

したがって、本研究では、組織不正が単に違法かどうかという法的基準だけではなく、複数の判別基準を導入することで、「違法性はあるものの合理的な経営方法である」といった多角的な見方を提示するとともに、そのための理論的検討と経験的検討を実施することとした。また、組織不正のみならず組織不祥事についても構築主義(constructionism)の立場から事例を分析することを狙いとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、組織不正がなぜなくなるのかを理論的・経験的に明らかにすることである。組織不正は、これまで組織が違法性を有する状態として考えられてきた。したがって、その対処には各種の制度がどのように組織不正を取り締まることが出来るかという「制度を通じた組織不正の防止策」が盛んに議論されてきた。それはコーポレート・ガバナンス・コードの登場や監査役制度にも見て取ることが出来る。

しかしながら、なぜ組織不正がなくなるのかと言えば、各種の制度が組織不正を取り締まるだけではなく、むしろ誘発するものでもあるからである。そのために、本研究では、「制度が誘発する組織不正」という考え方を参照し、この理論的検討と経験的検討を行うこととした。

また、組織不正のみならず組織不祥事がなぜなくなるのかという点にも着目すれば、そもそも「不祥事」とは企業を社会問題化するための言葉であったことが知られている。いわゆる1990年代に隆盛した「証券不祥事」がその典型である。したがって、組織不祥事についても理論的・経験的検討を行うこととした。

3. 研究の方法

本研究では、大きく二つの研究方法を採用した。一つには、組織不正に関する理論的・経験的検討である。この理論的検討としては、組織不正研究のみならず制度派組織論と違法市場研究を通じて複数の判定基準を導入するための検討を行った。また、経験的検討については、わが国における燃費不正事例を取り上げ、三菱自動車とスズキの両事例がどのような燃費不正であったのかについて事例研究を行った。

もう一つは、組織不祥事に関する理論的・経験的検討である。この理論的検討としては、まず組織不祥事が客観的な「状態」というよりも人々の「活動」を通じて行われるものという構築主義的な視点を論じた。そして、経験的検討として「不祥事」がこれまでどのように人々に語られてきたのかを新聞記事の分析を通じて明らかにした。

4. 研究成果

(1) 組織不正研究において得られた成果

まず、組織不正研究である。理論的検討では、先にも述べたように複数の判定基準を導入すべく法的基準(違法性-合法性)のみならず、別の判定基準を参照した。そのために、経済社会学における違法市場研究を参照し、まず道徳的基準(正統性-異端性)を導入した。ここでの正統性と異端性とは、簡単に言えば伝統的に受け入れられているかどうかを示している。例えば、違法市場では違法性を有するものの、マリファナ、フェイク(模倣品)、コカイン、闇タバコなどは伝統的に受け入れられているとされ、それらは他の製品とはやや性格の異なるものとされている(それらは、芸術盗難、宝石密輸、武器製造、臓器売買、人身売買、児童ポルノなどである)。したがって、本研究ではこの道徳的基準も組織不正研究に導入することとした。

また、違法市場研究では外的基準(正の外部性-負の外部性)も導入することとした。これは伝統的に受け入れられているかどうかとは別に、社会に対して影響がどの程度があるのかを示している。正の場合にはあまり影響がないことを示しており、負の場合には影響が多くあるということを示している。以上の3つの基準を検討するところまでを理論的検討として行った。

経験的検討では、理論的検討において導出した複数の評価基準を用いて燃費不正の事例研究を行った。対象企業であった三菱自動車とスズキでは、両社とも違法な測定方法を用いて燃費測定を行っていた。しかしながら、国が定めている惰行法は、よほどの条件が整わない限り不可能

であったことが三菱自動車の調査報告書を通じて明らかになっている。スズキの場合も試験場が海に近いために、惰行法は非常に測定困難な測定方法であったと言われている。

したがって、両社は意図的に惰行法を使用しなかったのではなく、むしろ徹底して惰行法にこだわった結果、惰行法では燃費測定はおろか出荷困難になるとして異なる測定方法を使用していたことが分かった。また、三菱自動車の場合には、高速惰行法という測定方法が使用されていたが、これは米国で受け入れられていたコーストダウン法をもとに開発されたものであり、正統性があったものであった。

また、スズキにおいても欧州向けの出荷を企図して行われていたものであり、ここにも正統性があったと言える。そして、三菱自動車はこの燃費不正によって一台につき10万円の補償額を支払っていたが、スズキの場合には補償額などは支払っていない（再測定の結果、燃費値への影響がないため）というものであった。

この結果から分かったのは、両社はたしかに違法な燃費測定方法を用いていたものの、その測定方法は（わが国でマイナーであっても）海外では伝統的に受け入れられている測定方法であったこと、そして外部への影響に対しても特にスズキの場合は燃費への影響はないといったことである。したがって、燃費不正と一概に言えども、ある面では正統かつ影響はない事例であることが浮き彫りとなった。

(2) 組織不祥事研究において得られた成果

次に、組織不祥事研究である。理論的検討では、組織不祥事が客観的な「状態」というよりも人々の「活動」を通じて問題化されたものとして再定義した上で、これを理論的に裏付けるために「社会問題の構築主義」に関する研究を検討した。「社会問題の構築主義」では、社会問題を「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動」(Spector and Kitsuse, 1977, p. 75; 邦訳 119 頁)とした上で、どのように人々が活動を通じて社会問題を構築していくのかを探求したものである。

例えば、Pfohl (1977) は、「児童虐待の『発見』(the 'discovery' of child abuse)」という論文で児童虐待が米国で社会問題化している状況を分析した。フォールが導出した結論は、「子どもへの暴行」は古くからあったにもかかわらず、「児童虐待」が社会問題化したのは、当時地位の低い専門家であった小児放射線科技師が彼らの処遇と児童虐待を結びつけるためであった。つまり、小児放射線科技師は、自らの処遇と児童虐待を結びつけることが結果的に自らの地位向上のチャンスであることを「発見」したのである。このように「社会問題の構築主義」は、社会問題を人々の活動を通じて問題化されたものであると述べることにより、その背後にある利害に焦点を当てようとした。

ただし、このような構築主義の立場は、「オントロジカル・ゲリマンダリング (ontological gerrymandering ; 存在論上の恣意的な線引き ; 以下、OG)」問題を投げかけられることとなった。つまり、何が構築されているのかという視点を持ち込む時に、つねにすでに何が社会問題であるのかという判断が密輸入されているという批判である。この批判について、本研究は解釈をめぐる2つのスタンスの異同（折り返すスタンスと折り返さないスタンスの違い）を論じた上で、この問題の方途が「言語の超越論的機能」によってさらなる発展を見せることを主張した。なお、このOG問題の検討については、詳しくは拙著『社会問題化する組織不祥事』を確認されたい（第6章部分を参照のこと）。

続いて、経験的検討では改めて組織不祥事が人々の「活動」を通じて問題化されたものであるという視点を踏まえた上で、そもそも「不祥事」がどのように語られてきたのかを新聞記事の分析を通じて明らかにした。対象とした新聞記事は、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞などであり、これらの新聞記事を1984年から2016年までで検索して記事閲覧した。これらの記事は、それぞれの年ごとにどの程度件数があったのかをグラフにした上で、とりわけ件数の多かった時代にはどのような「不祥事」の語られ方があったのかを分析することとした。

以上の分析結果からは、次のようなことが分かった。まず、1980年代での「不祥事」は特定の業界や産業の出来事に限定して使用されてはいなかった。具体的には、高校野球部員の飲酒、暴行、いじめ、傷害事件や警察・防衛職員の強盗や殺人、あるいは医師や看護師による医療ミスや政治家の贈収賄など様々であった。この頃は、「不祥事」という言葉が使われ始めて間もなく、したがって各社が比較的自由に「不祥事」を語っていたものと推察できる。

だが、1990年代に入ってその使われ方に変化が現れた。それまで「不祥事」として語られていたものが着目されなくなり、次第に金融・証券業界のカネをめぐる問題に焦点化して「不祥事」が叫ばれるようになったのである。この頃は、1991年の損失補てん問題があり、東京国税局の調査によって野村証券が160億円もの法人損失を補てんしていたことが明るみになった。その他にも日興証券、大和証券、山一証券などの大手証券会社の巨額の損失補てんを行っていることが判明し、これらのカネをめぐる問題がこぞって「不祥事」と呼ばれるようになった。

しかし、2000年代に入っても状況は一変した。この頃は、カネをめぐる問題よりも、食品業界における食品偽装や期限偽装、さらに産地偽装の問題が「不祥事」と結びつきやすくなり、偽装や隠蔽に関する出来事がクローズアップされるようになった。このように一口に「不祥事」と行っても時代との関係において語られ方が異なっており、そうである以上客観的（＝確定的）な「状態」として「不祥事」を定めることは難しくなっていると言える。つまり、「不祥事」もまた時代の影響を受けながら人々によって作られている。

(3) 研究成果の意義と今後の展望

上記の研究成果から導かれた研究成果の意義は、組織不正や組織不祥事という現象についてそれを一概に個人や組織の責任として帰属するのではなく、制度や時代との影響に鑑みて生み出されたものとして捉え直すことにある。多くの既存研究では、短絡的に個人や組織だけを責め立てる傾向にあるが、しかし個人や組織は、制度なしに、時代なしに存在することはあり得ない。むしろ、積極的に制度や時代の影響を受けながら、その反応としての振る舞いを見せているのである。そうである以上、その振る舞い方だけを切り取って論じるのではなく、必ず個人や組織が埋め込まれた (embedded) 制度や時代がどのようなもので、かつその制度や時代と個人や組織の関係がどのようなものであったのかという (制度派) 組織論的な視点を踏まえる必要があると言える。以上の点を議論の俎上に載せたことが、研究成果の意義であると言える。

だが、これらの研究成果はまだ限界もある。組織不正研究については、自動車業界の燃費不正問題を対象としただけで、これらが他の業界における同様の問題についても当てはまるのかは分かっていない。わが国では、燃費不正以外にも品質不正問題が枚挙に暇がなく、早急に事例研究を進めて行かなければならない。組織不祥事研究についても、理論的検討を踏まえた上で「不祥事」の語られ方は分かったものの、組織不正研究と関連して「品質不正」の語られ方はどのように同じであるのか、異なるものであればなぜ異なっているのかなどを継続的に明らかにしていくことが必要である。つまり、組織不正と組織不祥事を別々の議論として展開するのではなく、そこに統合的な視点を持ち、継続的な研究を行っていくことも今後は考えて行かなければならない。以上が、簡便ではあるが、今後の展望である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 中原翔 | 4. 巻 23 |
| 2. 論文標題 社会問題としての「不祥事」の構築：新聞記事数数の推移に着目して | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 大阪産業大学経営論集 | 6. 最初と最後の頁 1-16 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------------|
| 1. 著者名 中原翔 | 4. 巻 Vol. 40, No. 1-2 |
| 2. 論文標題 数値化された法的基準が誘発する組織不正：燃費不正の事例研究 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 日本情報経営学会誌 | 6. 最初と最後の頁 89-101 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|------------------------|
| 1. 著者名 松嶋登、矢寺顕行、浦野充洋、吉野直人、貴島耕平、中原翔、桑田敬太郎、高山直 | 4. 巻 Vol. 39, No. 3 |
| 2. 論文標題 社会物質性のメタ理論 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 日本情報経営学会誌 | 6. 最初と最後の頁 80-117 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

| |
|--|
| 1. 発表者名 中原翔 |
| 2. 発表標題 組織の正しさと危うさ：制度派組織論と価値評価研究の観点から |
| 3. 学会等名 第84回人事制度研究会 |
| 4. 発表年 2022年 |

| |
|------------------------------|
| 1. 発表者名 中原翔 |
| 2. 発表標題 数値化された制度が誘発する組織不正 |
| 3. 学会等名 日本情報経営学会第83回全国大会 |
| 4. 発表年 2022年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 中原翔 |
| 2. 発表標題 「往還の学問」としての 経営学 : フンボルト理念に基づくコマシラバスの経営学的意義 |
| 3. 学会等名 経営学史学会第29回全国大会 |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 中原翔 |
| 2. 発表標題 構築主義論争の転軸機としての言語論的転回：組織不正の制度的分析へ向けて |
| 3. 学会等名 2020年度組織学会60周年記念年次大会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|-----------------------------------|
| 1. 発表者名 中原翔 |
| 2. 発表標題 経営 概念の思想史：現代経営学への批判と提言 |
| 3. 学会等名 日本情報経営学会関西支部第267回例会 |
| 4. 発表年 2020年 |

〔図書〕 計4件

| | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 中原 翔 | 4. 発行年 2023年 |
| 2. 出版社 中央経済社 | 5. 総ページ数 220 |
| 3. 書名 社会問題化する組織不祥事：構築主義と調査可能性の行方 | |

| | |
|---------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 経営学史学会 | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 文真堂 | 5. 総ページ数 142 |
| 3. 書名 「時代の問題」と経営学史：COVID-19が示唆するもの | |

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 Noboru Matsushima, Akiyuki Yatera, Mitsuhiro Urano, Naoto Yoshino, Shunsuke Hazui, Sho Nakahara, Kohei Kijima, Keitaro Kuwada, Tadashi Takayama | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 Springer | 5. 総ページ数 78 |
| 3. 書名 Materiality in Management Studies: Development of the Theoretical Frontier | |

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 1. 著者名 上林 憲雄、庭本 佳子 | 4. 発行年 2020年 |
| 2. 出版社 文真堂 | 5. 総ページ数 260 |
| 3. 書名 経営組織入門 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | | | |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| | |
|---------|---------|
| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|